

短期入所生活介護事業所 石岡陽だまり館 利用料金表

令和8年8月1日現在

1日の費用（要介護度別）			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室
サービス 利用料	1割負担		529	656	704	772	847	918	987
	2割負担		1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
	3割負担		1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
食費 （一日あたり）	第4段階		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	第3段階②		1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	第3段階①		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	第2段階		600	600	600	600	600	600	600
	第1段階		300	300	300	300	300	300	300
居住費	第4段階		2,066	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
	第3段階②		1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
	第3段階①		1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	第2段階		880	880	880	880	880	880	880
	第1段階		880	880	880	880	880	880	880
おやつ代			100	100	100	100	100	100	100
1日 自己負担	第4段階	1割負担	4,495円	4,622円	4,670円	4,738円	4,813円	4,884円	4,953円
		2割負担	5,024円	5,278円	5,374円	5,510円	5,660円	5,802円	5,940円
		3割負担	5,553円	5,934円	6,078円	6,282円	6,507円	6,720円	6,927円
	第3段階②		3,459円	3,586円	3,634円	3,702円	3,777円	3,848円	3,917円
	第3段階①		3,029円	3,156円	3,204円	3,272円	3,347円	3,418円	3,487円
	第2段階		2,109円	2,236円	2,284円	2,352円	2,427円	2,498円	2,567円
	第1段階		1,809円	1,936円	1,984円	2,052円	2,127円	2,198円	2,267円

- ★介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(加算状況及び日数により異なります)全利用単位数×0. 172
- ★機能訓練体制加算・ ・ ・ ・ ・ 12円／日
- ★夜勤職員配置加算(Ⅱ)（予防はなし）・ ・ ・ 18円／日
- ★サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・ ・ ・ ・ ・ 6円／日
- ☆看護体制加算(Ⅲ)イ（予防・空床はなし）・ 12円／日
- ☆看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)（空床のみ） 4円・8円／日
- ☆療養食加算・ ・ ・ ・ ・ 24円／日
- ☆緊急短期入所受入加算・ ・ ・ ・ ・ 90円／日
- ☆送迎加算(片道) ・ ・ ・ ・ ・ 184円／回
- ☆長期利用減算適応後31日～60日迄は30単位減
・ 61日以降は2単位減(介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする)
- ★生産性向上推進体制加算Ⅱ・ ・ ・ ・ ・ 10円／月

- ※利用料・加算は、地域区分（その他10.00）換算済み。
- ※自己負担割合が2割、3割の方は加算についても負担分が増えます。
- ☆預かり金品管理手数料・ ・ ・ ・ ・ 1,000円／月
- ☆日常生活費・教養娯楽費・特別な食事の費用・ ・ ・ ・ 実費
- ☆理美容代・ ・ ・ ・ ・ 1,800円／回～
- ☆電気製品使用料・ ・ ・ ・ ・ 30円／日（1品につき）
- ☆レンタルテレビ・ ・ ・ ・ ・ 100円／日（台数に限りあり）
- ☆外出時の移動にかかる費用・ ・ ・ ・ 30円／km（最低500円）
（指定医療機関以外の通院、買い物、外出等の送迎）

★は全員対象の加算となります

☆は対象者のみかかる加算等となります

利用者負担 限度額認定	第4段階	下記以外の方		
	第3段階②	世帯全員が 市町村民税非課税者 (市町村への申請が必要)	年金収入額と前年合計所得金額の合計が120万円超えの方	
	第3段階①		年金収入額と前年合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の方	
	第2段階		年金収入額と前年合計所得金額の合計が80万円以下の方	
	第1段階		生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	